

第 6 1 号議案

加東市生活排水処理事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件

加東市生活排水処理事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市生活排水処理事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

加東市生活排水処理事業分担金徴収条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第61号議案 要旨

### 加東市生活排水処理事業分担金徴収条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行により、工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

日本工業規格を日本産業規格に改めること。（第4条関係）

#### 3 施行期日 公布の日

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(分担金の額)</p> <p>第 4 条 前条の規定により徴収する分担金の額は、別表のとおりとし、平木字北坂地区生活排水施設事業については、平木コミュニティ・プラント整備事業と同額とする。</p> <p>2 前項の受益者分担金の額は、<u>日本工業規格</u>の建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準により算出する。</p>	<p>(分担金の額)</p> <p>第 4 条 前条の規定により徴収する分担金の額は、別表のとおりとし、平木字北坂地区生活排水施設事業については、平木コミュニティ・プラント整備事業と同額とする。</p> <p>2 前項の受益者分担金の額は、<u>日本産業規格</u>の建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準により算出する。</p>